

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「老齢給付金①」です。

第 16 講 「老齢給付金①」

（確定拠出年金法第 33 条 2018 年度版条文集 P100 ほか）

確定拠出年金の給付に関する事項は、確定拠出年金法の第 2 章（企業型年金）の第 5 節（給付）に定められています。第 5 節では、第 1 款（通則）に給付全般に関する事項、第 2 款以降にそれぞれの給付に関する事項が定められています。個人型年金に係る規定には給付に関する定めはなく、確定拠出年金法第 73 条により、企業型年金に係る規定を準用することとなります。なお、通則では、給付には「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」があること（第 28 条）、給付は受給権者の請求に基づいて記録関連運営管理機関が裁定し、記録関連運営管理機関は資産管理機関に裁定内容を通知しなければならないこと（第 29 条）などが定められています。

老齢給付金に関する規定としては、確定拠出年金法第 33 条（支給要件）、第 34 条（70 歳到達時の支給）、第 35 条（支給の方法）、第 36 条（失権）などがあります。

まず、確定拠出年金法第 33 条をみましょう。

第 1 項には、老齢給付金を請求できる者の要件が定められています。

老齢給付金は、「通算加入者等期間」が 10 年以上ある場合は 60 歳から請求できますが、通算加入者等期間が 10 年未満の場合は、請求可能年齢が順次繰り上げられます。具体的には、通算加入者等期間が 8 年以上 10 年未満のときは 61 歳、6 年以上 8 年未満のときは 62 歳、4 年以上 6 年未満のときは 63 歳、2 年以上 4 年未満のときは 64 歳、2 年未満のときは 65 歳以降に請求できます。もっとも、条文上は通算加入者等期間に応じて請求可能年齢が定められているのではなく、ある年齢の者が請求するためには通算加入者等期間がどれくらい必要かという観点で定められています。例えば、「60 歳以上 61 歳未満の者が老齢給付金を請求するためには 10 年以上の通算加入者等期間が必要である」といった形式で定められています。公的年金の場合は原則的な支給開始年齢が定められていて、繰上げまたは繰下げをするか否かという考え方ですが、確定拠出年金の場合は、基本的に自分で請求時期を決めるという考え方に基づいているといえます。

なお、老齢給付金を請求できるのは「加入者であつた者」であるため、年齢と通算加入者等期間の要件を満たしていても、現に加入している者は老齢給付金を受け取ることはできません（これに対し、障害給付金は確定拠出年金法第 37 条に定められているように「加入者であつた者」の加え「加入者」も請求することができます）。

第 2 項には「通算加入者等期間」の定義が定められています。

通算加入者等期間とは、①企業型年金加入者期間、②企業型年金運用指図者期間、③個人型年金加入者期間、④個人型年金運用指図者期間を合算した期間です。ただし、企業型年金と個人型年金に同時に加入している場合など、同時に①～④のうち 2 つ以上の期間の基礎となる月については、確定拠出年金法施行令第 18 条により、一方のみを通算加入者等期間に含めます。

確定給付企業年金や中小企業退職金共済等から資産を移換した場合についても、移換の対象となった期間は、確定拠出年金法施行令第 24 条、同施行規則第 30 条等により、原則として通算加入者等期間に含まれますが、①～④のいずれかの期間の基礎となっている月については通算加入者等期間に含まれません。また、確定拠出年金から確定給付企業年金、中小企業退職金共済に個人別管理資産を移換した期間については、確定拠出年金法施行令第 18 条により、通算加入者等期間に含まれません。

なお、通算加入者等期間に含まれるのは、①～④のうち、60 歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限定されます。これは、仮に 60 歳以降の期間が通算加入者等期間に含まれるとすると、60 歳を超えてから通算加入者等期間が 10 年に達したときなどに、遡って請求権が発生することになり様々な不都合が想定されることによるものです。

第 3 項は、老齢給付金の支給に関する規定です。老齢給付金は、受給権者からの請求に基づき、記録関連運営管理機関が裁定を行い、裁定に基づいて資産管理機関（個人型年金では国民年金基金連合会）が支給します。なお、老齢給付金は、確定拠出年金法第 35 条により原則として年金で支給されますが、規約で定めた場合には一時金で支給することも認められます。また、年金の支給期間や年金額の算定方法などは、確定拠出年金法施行令や同施行規則などに設けられた基準に基づいて規約に定め、規約の定めに基づいて支給されます（第 17 講参照）。

前述のように、確定拠出年金では請求可能年齢以降であれば受給権者が受取開始時期を選択できますが、受取開始時期を選択できるのは 70 歳に到達するまでです。確定拠出年金法第 34 条により、70 歳到達までに請求しない場合は、記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、資産管理機関（個人型年金では国民年金基金連合会）が老齢給付金を支給します。

次に、確定拠出年金法第 36 条で、老齢給付金の失権についてみてみましょう。

老齢給付金は、①受給権者が死亡しとき、②障害給付金の受給権者となったとき、③個人別管理資産がなくなったときのいずれかに該当したときに、受給権が消滅します。なお、③以外は個人別管理資産が別の給付（①の場合は死亡一時金、②の場合は障害給付金）で支給されることとなります。

今回説明した老齢給付金に関する事項は、大枠としては基本的な内容といえますが、企業型年金と個人型年金の同時加入や他制度間のポータビリティの拡充などに伴い、通算加入者等期間についてはやや細かい知識の整理が必要となっている点には留意が必要です。

今回は、「老齢給付金②」です。